中央会だより

3
MARCH 2021
No. 705

[Contents]

◉ 特 集 [P1]
①ものづくり成果報告
②新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた総会手続きFAQ
◉ インフォメーション [P6]
◉ レポート [P8]
◉ 情報連絡員報告 [P11]
令和3年1月期

写真：お倉ヶ浜夜明け [日向市役所提供]

宮崎県中小企業団体中央会

平成24年度補正～平成30年度補正ものづくり補助金の実績【宮崎県】

ものづくり補助金実施件数

年　度	実施件数
平成24年度補正	65件
平成25年度補正	124件
平成26年度補正	173件
平成27年度補正	130件
平成28年度補正	71件
平成29年度補正	129件
平成30年度補正	116件
計	808件

ものづくり補助金実施件数の推移

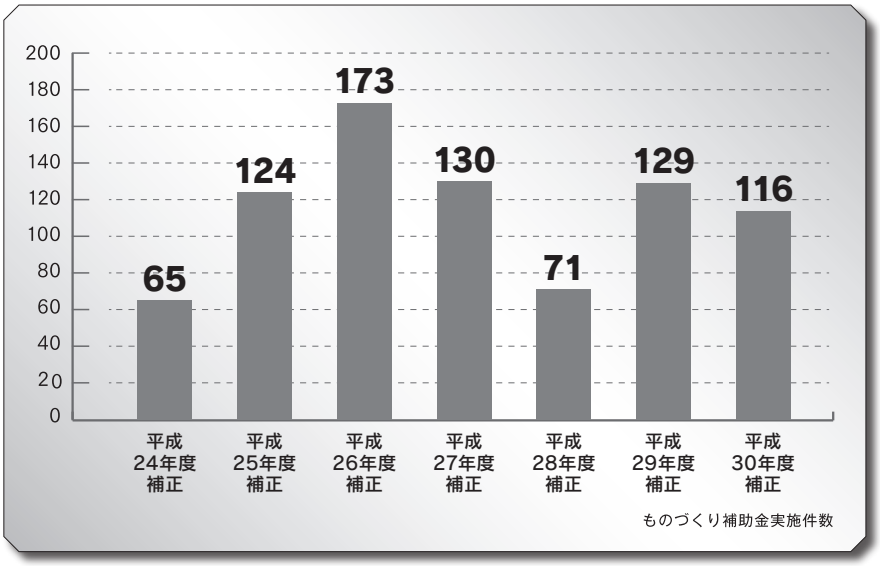

業種別事業実施件数　平成24年度補正～平成30年度補正ものづくり補助金の業種別実施件数（上位10業種）

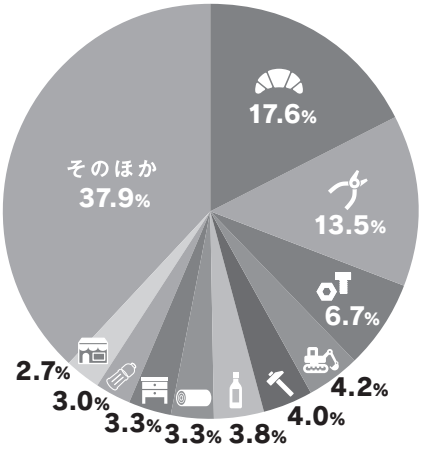

順位	業種	件数	全体に占める割合
1	食料品製造業	142件	17.6%
2	金属製品製造業	109件	13.5%
3	生産用機械器具製造業	54件	6.7%
4	総合工事業	34件	4.2%
5	職別工事業（設備工事業を除く）	32件	4.0%
6	飲料・たばこ・飼料製造業	31件	3.8%
7	木材・木製品製造業（家具を除く）	27件	3.3%
8	家具・装備品製造業	27件	3.3%
9	プラスチック製品製造業	24件	3.0%
10	技術サービス業（他に分類されないもの）	22件	2.7%

市町村別事業実施件数

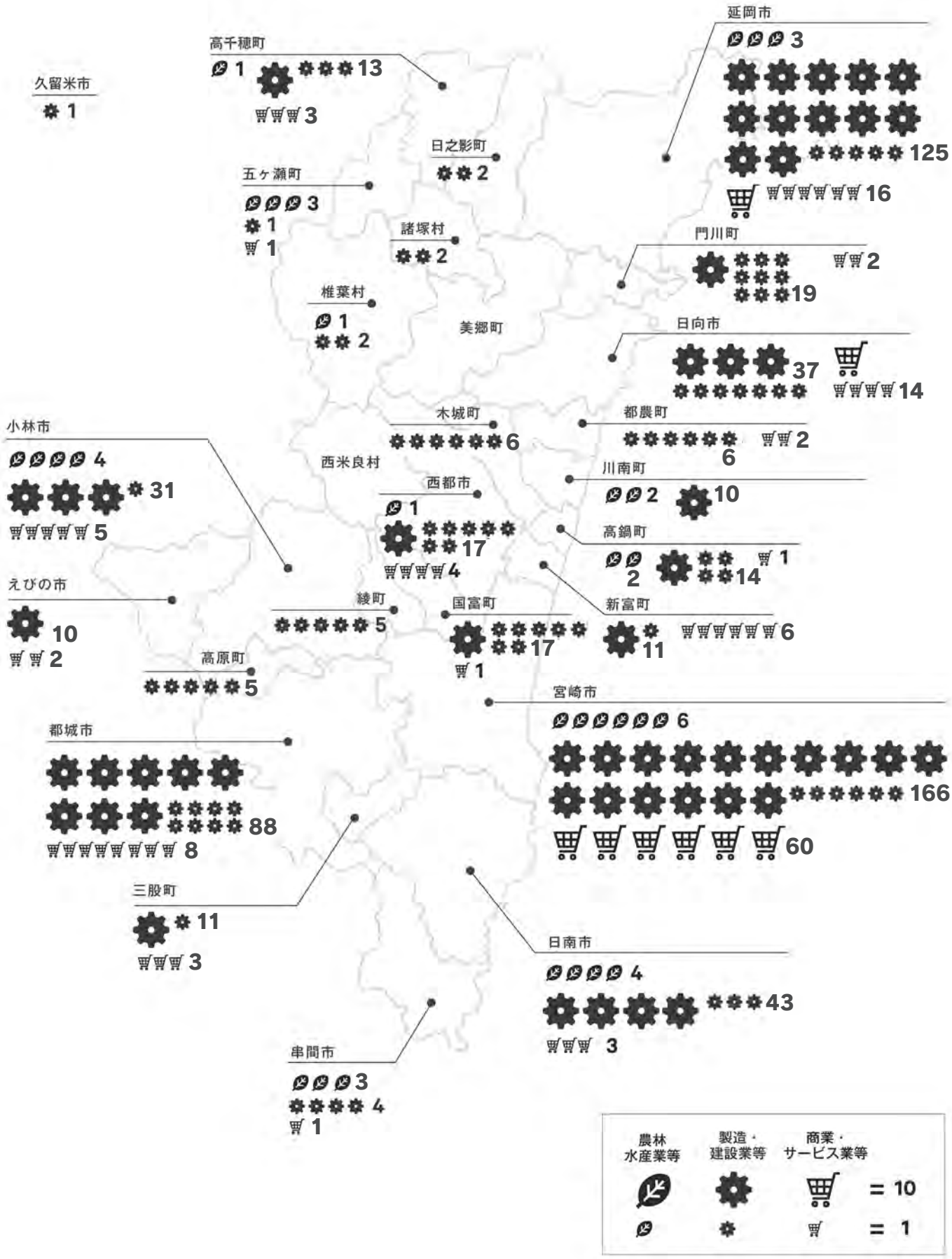
延岡市
3
125
16
高千穂町
1
13
3
久留米市
1
日之影町
2
五ヶ瀬町
3
1
1
諸塚村
2
門川町
2
19
椎葉村
1
2
美郷町
日向市
37
14
木城町
6
都農町
6
2
小林市
4
31
5
西米良村
川南町
2
10
西都市
1
17
4
高鍋町
2
14
1
えびの市
10
2
綾町
5
国富町
17
1
新富町
11
6
高原町
5
宮崎市
6
166
60
都城市
88
8
三股町
11
3
日南市
4
43
3
串間市
3
4
1
農林
水産業等
製造・
建設業等
商業・
サービス業等
= 10
= 1

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた総会手続きFAQ

新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見通せない状況にあります。そんな中、多くの組合が決算期を迎える時期になり、感染防止に努めながら、総(代)会手続きを進めていると思われます。

本特集では、全国中小企業団体中央会が中小企業庁経営支援課に確認のもと作成された「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた総会手続きFAQ」を一部抜粋してご紹介します。

※本文中、中小企業等協同組合法については「中協法」、中小企業団体の組織に関する法律については「中団法」と略称を用いています。

問1　決算関係書類の作成について

外出自粛等の影響により決算関係書類の作成等が困難になった場合、どのように対応したらよいか。

答　組合事務局では、会計年度終了後、決算業務や監査日程などのスケジュールを踏まえ、総（代）会の開催に向けて手続きを進めることになります。

しかし、組合の役員や職員等が新型コロナウイルス感染症への感染や、感染拡大防止のための外出自粛要請などを受けて通常の業務体制が維持できないことにより、決算作業が遅れてしまうことも想定されますので、役員と協議し、総（代）会までのスケジュールを考慮しながら、業務を行ってください。

問2　監事会の開催が困難な場合について

組合では、例年、監事会を開催している。できる限り集まることを控えたい場合、どうしたらよいか。

答　決算関係書類等の監査は、監事に監査に必要な書類を添えて依頼し、法定の監査期間において行うものです。一般的に「監事会」等と称して会議体を開いて実施している組合が多いと思いますが、会議体での開催は任意に行われているものであり、法令上求められているものではありません。

必要となる決算関係書類等を添えて監事に監査を依頼し、監事それぞれの所属企業あるいは自宅等にて監査を実施していただき、監査が終了したら、監査結果を記載した「監査報告書」の提出を求めてください。

＜留意事項＞

○　事務局や担当理事は、監事からの質問や照会に対応できるように電話やメールが通じるようにしておいてください。

○　法定の監査期間を下回る期限を設けることはできませんが、監事が自主的に短期間で終了し、法定の期間内に理事に監査報告を行うことは可能です。

○　情報管理等には十分留意してください。

○　「監査報告書」は複数の監事がいて意見が異なる場合には監事毎に提出しなければならず、1枚にまとめる必要はありません。特定監事を1人に定めている場合は当該特定監事から、定めていない場合は監事全員から監査報告を受ける必要があります。

問3　総（代）会提出議案等を決議するための理事会開催について

理事会の開催をできる限り集まることを控えたい場合はどのように対応したらよいか。

答　できる限り集まることを控えたい（＝会議体として開催しないようにしたい）場合、定款の定めるところにより、いわゆる「みなし理事会」を実施することができます。

（定款規定例）監査権限限定組合のケース

理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

この方法を採用する場合は以下の流れで進めることが必要となります。

①　理事の1人（通常の場合は理事長）から全ての理事に向けて理事会の決議の目的である事項について提案を行う（提案書を発信）

②　提案理事以外の全ての理事から理事会の決議の目的である事項についての同意を書面で受け付ける（同意書の返信）

③　全員の同意が得られた時点で理事会決議があったとみなされる

④　理事会議事録を作成する（中協法施行規則第66 条第４項記載事項）

＜留意事項＞

○　1人でも提案事項に対する異議の意思表示があった場合には、有効な理事会決議があったとはみなされず、理事会を開催する必要がありますのでご注意ください（必ず理事全員が全ての提案事項に対して同意する必要があります）。

○　上記の定款規定例のように「電磁的記録により同意の意思表示」との定めがある組合は、電子メール等での記録が残る媒体での同意の意思表示も可能です。

○　多くの組合の監事は監査範囲が会計監査に限定されていますが（上記定款規定は監査権限限定組合の場合）、業務監査権限が付与されている監事がいる組合では、監事に決議の目的である事項の提案と同意を求める必要があります（監事から異議が出た場合はみなし理事会は認められないためです）。

問4　総（代）会の開催について

感染拡大防止による外出自粛要請を受けたが、通常総（代）会の開催についてどのように対応したらよいか。

答　中小企業組合の通常総（代）会は中協法第46 条（総会の招集）により規定され、法律上必置の意思決定機関であり、不要不急の行為には該当しないため、感染拡大防止への対策をとりながら開催する必要があります。総（代）会の開催を中止することはできません。

（総会の招集）
第46 条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度1回招集しなければならない。

なお、定款で、書面、電磁的方法又は代理人をもって議決権を行使できる旨を規定している組合においては、これらを活用して開催することにより、当日会場に参集する本人出席者数を少なくすることが可能になります。

このように、本人出席者を最小限とした形での会議体としての総（代）会を開催したいと考えた場合には、招集通知で議案を示すとともに、決算関係書類及び事業報告書等を提供（法律で提供が義務づけられています）し、さらに、書面での議決権行使や代理人による議決権行使のため、書面議決書や委任状を同封して、返送してもらう必要があります。

＜留意事項＞

○　総（代）会開催場所への本人出席が必要と思われる方は以下のとおりです。
- ・議長（総（代）会内で、出席した組合員（総代）から選出してください）
- ・組合役員（総（代）会での議案質問に対する説明義務があります。議事録作成を担当する理事も必要です。）
- ・委任を受ける対象者（受任可能数や対象者の範囲は定款を確認してください。受任者がいない委任状は無効となります。議長への委任不可。）
- ・役員選出を伴う場合は選挙行為を管理する者（投票の立会人や指名推選を想定する場合の選考委員2名以上）

○　議事では定足数を満たすことが必要です。総（代）会は、適法な招集手続を経たうえで、出席した組合員（総代）（議長を除く）が議案ごとに定足数を満たさなければなりません。これは、総（代）会の議決が有効になされるための前提条件となります。

（総会の議事）
第52 条　総会の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
2　議長は、総会において選任する。
3　議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。
4　総会においては、第49 条第1項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、定款に別段の定めがある場合及び同条第3項に規定する場合は、この限りでない。

また、総（代）会の定足数は、特別議決（定款変更等）を要する事項については総組合員（総代）の半数以上の出席が必要であると法律に規定されています。しかし、その他の議決事項（事業報告書及び決算書の承認、事業計画・収支予算案や賦課金徴収に関する議案等）については法律に特別の定めはありませんが、定款に定めている組合が多く、定款記載の定足数に達しているかを確認する必要があります。

○　議長は、総（代）会の議決に加わることができませんが、普通議決事項（事業報告書及び決算書の承認、事業計画・収支予算案や賦課金徴収に関する議案等）について可否同数の場合は「議長の決するところによる」とされており、議決権の行使ができない代わりに、特別に議長に可否の決定権が与えられています。

なお、他の組合員の代理人となって議決権を行使することもできないため、総会において委任状の相手が議長に選任された場合、その議決権は無効になります。

○　代表理事への委任状については、代表理事に委任したい組合員が定款記載の委任可能人数を超えた場合や代表理事が議長に選任された場合の議決権は無効になります。

問5　役員選出を伴う総（代）会の開催について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、通常総（代）会を少人数の本人出席により開催する場合の役員選出はどのように対応したらよいか。

答　役員選出を伴う通常総（代）会を少人数の本人出席により開催する場合、役員選挙においては、定足数に相当する定めはないため、本人出席者及び委任状出席者だけの選挙権の行使によって成立させることも可能です。

一方、組合員は中協法第11 条第2項により、書面による選挙権の行使（以下「書面投票」）をすることができることとされ、書面投票者も総会の出席者に含まれます(同条第4項)。したがって、書面投票の方法は、中協法第35 条第8項で求められる無記名性が担保されているよう投票方法を工夫すれば実施は可能となります。

例えば、次のような方法であれば、書面投票済みの者の管理と無記名投票の担保の両立が可能であり、書面投票の方法により役員の選出が可能となるものと考えます（選任制（中協法第35 条第13 項）を採用する組合を除く）。

（事例 ～書面により議決権とともに選挙権を行使する方法～）

○　内封筒と外封筒の2種類の封筒を利用し、外封筒には組合員の氏名等を記入する欄を設け、内封筒は無記名を徹底させることを前提に、「議決権行使書」と役員選出のための「投票用紙」を別々にした段階で誰が書面投票済みであるのかが分かるようにします（議決権行使書は、議決権行使状況の集計作業のため別々にまとめる必要があります）。

○　無記名の内封筒に投票用紙を入れて封をし、これを更に投票者の名前が記載された外封筒に入れて管理します（外封筒のみ開封し、内封筒を混ぜ合わせることにより投票者が特定できなくなります）。このことにより、無記名投票を担保することが可能となると考えます。

＜留意事項＞

○　選任制を採用する組合では、総会出席者のうち３分の２の同意により他の投票方法（起立や挙手など）が認められない場合、無記名投票を行うこととなりますので、書面による議決権を行使する場合には、二重封筒など上記のような工夫が必要と考えます。

問6　総（代）会開催時期の延期手続きについて

事前手続きが進んでいないため、総（代）会の開催時期を延期したいが、どのような手続きをとる必要があるか。

答　法律上は年１回の通常総会が求められていますが、開催時期については、多くの組合が「通常総（代）会は毎事業年度終了後○月以内に、理事会の議決を経て、理事長が招集する。」と規定しており、招集時期は、納税時期を考慮して２ヵ月又は３ヵ月以内と定めている場合が多いです。

設問１．のように事前手続きができない場合や、多数の組合員（会員）がいる組合等で、開催することにより感染リスクが高くなると考えられる場合であって、書面等での議決権の行使を定款で定めていない場合など、定款に定める期間内に通常総（代）会を開催することができない状況が生じ、やむを得ず延期を検討する場合には、認可行政庁と相談して延期について了承を得てください。

総（代）会の開催を延期する場合の手続きについての中協法上の定めは特にありませんが、総会の招集は理事会で決定することが定められているため（中協法第49 条第２項）、少なからず理事間で共有するとともに、組合員には、定款記載の招集期限以内に開催できず延期すること及びその理由（可能であればおおむねの開催時期も記載）を組合事務所に掲示する、広報誌などに掲載する、文書にて通知するなど可能な方法により、知らせることが望まれます。

そして、通常総（代）会を開催することが可能な時点で直ちに実施してください。延期をした総（代）会の実施に当たっては、総会の開催を決定する理事会を開催し、定款の手続きに従って、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載し、決算関係書類、事業報告書及び監査報告書とともに招集通知を発してください。

組合等の規模、組合員の分布状況（地区）、定款規定などにより対応が異なりますので、ご不明な点は、最寄りの中小企業団体中央会にご相談ください。

＜留意事項＞

○　理事は、開催が可能となった後に速やかに通常総（代）会を開催しない場合には、中協法第35 条の３（組合と役員との関係）において準用する民法第644 条の規定に抵触することのないよう留意してください。理事が善良なる管理者の注意をもって職務を執行する義務を果たしていない場合は問題となります。

○　総代の任期が切れた場合又は組合員数が201 人を割った場合、総代会を開催できない状況にあることから、議案審議は総会において行うことになります。

○　延期をした総（代）会の議事録には、延期した理由、認可行政庁の延期了承の旨や延期にかかる組合員への周知方法（組合事務所掲示、機関誌掲載、文書通知等）などについて記載してください。

○　行政庁に対する決算関係書類の提出（中協法第105 条の２）については、やむを得ない理由により、通常総会の終了日から２週間以内に提出することができない場合には、中協法施行規則第187 条第３項の規定により、あらかじめ様式第32 による申請書に理由書を添えて申請し「行政庁の承認」を受けて提出期限を延期することが認められています。

○　役員の変更の届出（中協法第35 条の２）については、施行規則第61 条で延期措置はなく、役決め理事会を開催してから２週間以内に届出がない場合、罰則規定（中協法第115 条第１項第十一号）があることから留意が必要です。

問7　役付理事選定のための理事会開催について

少人数の本人出席者で総（代）会を行った当日に役付理事の選定したい場合、どのように対応すればよいか。

答　総（代）会が終了した当日に、代表理事（理事長）をはじめとした、いわゆる役付理事の選定のための理事会を開催する場合には、新任の理事全員に招集手続き省略の同意を得るとともに、理事会の定足数（理事の過半数）を満たすことが必要です。

定足数を欠く場合（理事の過半数の本人出席がない場合）や招集手続き省略の同意が得られなかった場合には、後日、改めて役付理事選定のための理事会を開催する必要があります。その場合、設問３．に示した「みなし理事会」により実施することも可能です。

＜留意事項＞

○　業務監査権限を監事に付与している組合が理事会の招集手続きの省略を行う場合、新任の監事全員の同意も必要になります。

○　総（代）会において役員選出を行った後、総（代）会を一時中断し、新たに選出された就任前の理事による理事会を開催して役付理事を選定することは、議決に参加できる資格がない者による不適切な理事会手続きとされるため、代表理事変更の登記申請が受理されないおそれがあります。ただし、総（代）会開催時、現任の理事と新たに選出された理事が全員同一の場合（一切の変動がない場合）は、現任の理事の地位によって就任後における役決めを「予選」する理事会を開催することは妨げられていません。

協会けんぽからのお知らせ

令和3年度の協会けんぽ宮崎支部の健康保険料率が9.83%に決定しました

令和3年3月分（4月納付分）以降の協会けんぽ宮崎支部の健康保険料率は、9．83%に変更となり、全支部一律の介護保険料率は、1．80%に変更となりました。
なお、協会けんぽの健康保険料率の全国平均は、10．0%となっております。
詳しいご案内・料額表につきましては、ホームページをご覧ください。

【健康保険料率】（宮崎支部）	令和3年2月分まで（3月納付分）9.91%	→	令和3年3月分から（4月納付分）9.83%
【介護保険料率】（全支部一律）	令和3年2月分まで（3月納付分）1.79%	→	令和3年3月分から（4月納付分）1.80%

※任意継続健康保険料は4月分（4月納付分）から適用です。

保険料率は、都道府県ごとの医療費水準に基づいて算出されます。このため健康診断・保健指導による疾病予防やジェネリック医薬品の使用促進などの取り組みにより、都道府県の医療費を下げることができれば保険料率の伸びを抑えることができます。
令和3年度は、前年度より保険料率が下がる結果になりました。引き続き協会けんぽ宮崎支部では、保険料率の伸びを抑えることができるよう事業運営に努めてまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

保険証を使用できるのは退職日までです！
従業員本人だけではなく、扶養家族も含めて退職日の翌日から使えません。保険証は扶養家族分も含めて必ず返却してください。

全国健康保険協会 宮崎支部
協会けんぽ
〒880-8546　宮崎市橘通東1-7-4　第一宮銀ビル5階
TEL:0985－35－5364（代表）
協会けんぽ宮崎　検索

改正高年齢者雇用安定法が令和３年４月から施行されます

６５歳までの雇用確保（義務） ＋ **７０歳までの就業確保（努力義務）**

高年齢者就業確保措置について

<対象となる事業主>
- 定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
- 65歳までの継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。）を導入している事業主

<対象となる措置>
次の①～⑤のいずれかの措置（高年齢者就業確保措置）を講じるよう努める必要があります。

① 70歳までの定年引き上げ ② 定年制の廃止
③ 70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入 ※特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む
④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入 ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入 a.事業主が自ら実施する社会貢献事業 b.事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

【お問合せ先】
◆改正法や高年齢者就業確保措置について詳しくは、最寄りの労働局・ハローワークへお問い合わせください。
https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html

週10～20時間未満で働く障害者を雇用する事業主の皆様への給付金のご案内

特に短い時間であれば働くことができる障害者である労働者を雇用する事業主に対する支援として、新たに「特例給付金」が支給されることになりました。

1. 支給対象となる障害者（以下「対象障害者」という。）

次のいずれも満たす障害者
- **障害者手帳等を保持する障害者**
- **1年を超えて雇用される障害者（見込みを含む）**
- **週所定労働時間が10時間以上20時間未満の障害者**

2. 支給額

申請対象期間に雇用していた

対象障害者の人月（実人月数）
※週所定労働時間20時間以上の障害者の人月数が上限

×

単価（週所定労働時間20時間以上の労働者の数に応じて）

7,000円（100人超事業主の場合＝納付金申告義務あり）

or

5,000円（100人以下事業主の場合＝納付金申告義務なし）

＝ 支給額

（注意）申請対象期間中に週所定労働時間20時間以上の障害者を一人も雇用していない場合は特例給付金の支給対象とはなりません。

3. 申請から支給までの流れ

申請対象期間（対象障害者を雇用した期間）	申請期間	支給
毎年度１年間（４月から翌３月）	100人超事業主　：翌４月１日～５月15日 100人以下事業主：翌４月１日～７月31日	10月～12月

4. 申請書の提出先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）

5. 申請書の提出方法

「機構のHPから電子申請」又は「機構都道府県支部へ郵送又は持参」

※制度の詳細については「特例給付金のご案内HP」をご確認ください。
https://www.jeed.go.jp/disability/tokureikyuufu.html

機構都道府県支部の連絡先　ＪＥＥＤ　支部　検索

厚生労働省　独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構

Information

本県経済3団体がコロナ禍における中小企業・小規模事業者の経営支援に関する緊急要望を行いました

2月16日（火）に、宮崎県中小企業団体中央会（堀之内会長）、宮崎県商工会議所連合会、宮崎県商工会連合会の県内の経済3団体の代表が、宮崎県河野知事と宮崎県議会丸山議長に対し、コロナ禍の中、深刻な影響を受けている県内中小企業・小規模事業者の経営支援に関する緊急要望を行いました。

▲ 河野俊嗣知事への要望風景

コロナ禍における中小企業・小規模事業者の経営支援に関する緊急要望事項

1. 中小・小規模事業者の事業継続に資する給付金等制度の拡充
2. 所得税等の軽減及び納税猶予
3. 中小企業金融対策の拡充
4. 消費喚起・需要喚起策の継続・拡充
5. 雇用調整助成金の維持・拡充

※緊急要望の詳細は、当会ホームページ（http://www.himuka.or.jp/「中央会からのお知らせ」）をご覧ください。

▲ 丸山裕次郎県議会議長への要望風景

Report

業界・課題別検討部会(建設業関連)を開催しました

1月26日 (火)に、業界・課題別検討部会 (建設業・建設関連製造業)として、いまこそ備える!BCPと事業継続力強化計画オンラインセミナーを開催しました。

まず、「自然災害や感染症へ備えるための事業継続力強化計画」として、(独)中小企業基盤整備機構九州本部のチーフアドバイザーである薗田恭久氏より御講演いただきました。災害に際し、事業を継続させるうえで特に重要なことは、初動対応及び従業員と速やかに連絡が取れる体制を整えることであり、個別企業では対応に限りがあることでも複数の企業が連携することで大きな成果に繋がる場合もあるというお話でした。

次に、事例紹介として、「行政からの信頼に応えるために!感染症に対応したBCPの策定について」として、宮崎管工事(協)の専務理事兼事務局長である井黒幹雄氏と、事業部長である横山和義氏よりお話をいただきました。

続いて、「組合間の連携型事例としては全国初!連携事業継続力強化計画の策定について～延岡地区環境整備事業(協)、延岡地区資源リサイクル(協)、県北環境保全連合(協)～」というテーマで、延岡地区環境整備事業(協)の事務局長である中村慎二氏よりお話をいただきました。

大規模地震や台風等の災害が発生した場合、中小企業は事業の早期復旧のため感染症拡大防止策を取りながら初動対応を迅速に行う必要があります。参加者は今回の検討部会を通じ、想定される災害リスクの見える化と事業継続のための計画策定が非常に重要であると理解を深めていました。

Report

組合のための会計・税務セミナーを開催しました

2月4日 (木)に、オンラインにて組合のための会計・税務セミナーを開催しました。当日は、税理士法人アイビーパートナーズの代表社員で税理士の海野理香氏から「なるほど!よくわかる会計と税の話」をテーマに講演が行われました。

今回は、組合から当会が質問を受けることが多い項目と事前に募集した質問事項を中心に、講師にわかりやすく丁寧に説明していただきました。

約30名の参加者からは、「非常に参考になり、理解できる内容でした」との感想があり、約9割の方が、組合会計・税務をテーマとした研修会を「毎年受講したい」とのことでした。

当会では、組合の皆さんが、毎年の決算業務を少しでもスムーズに行えるように、今後も企画してまいります。

Report

2021春季生活闘争に関する要請について

要請書

1月13日 (水)に、連合宮崎の中川育江会長より本会に対し、2021春季生活闘争に関する次の要請がありました。

【要請項目】

1．賃金引上げについて
2．雇用の創出・安定を確保し、労働条件向上の取り組みについて
3．労働関係法令遵守の取り組みについて
4．「パワーハラスメント」「セクシュアルハラスメント」「マタニティハラスメント」「メンタルヘルス」の予防・対策強化について
5．ワーク・ライフ・バランス、ディーセントワークの周知・啓発について
6．すべての働く者に社会保険適用について
7．新型コロナウイルス感染症対策について

※要請項目の詳細は、当会ホームページ (http://www.himuka.or.jp/ 「中央会からのお知らせ」)をご覧ください。

Report

新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を踏まえた派遣労働者の雇用維持等の要請について

2月5日 (金)に、宮崎労働局の大原竜太職業安定部長と平田康広需給調整事業室長より本会に対し、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を踏まえた派遣労働者の雇用維持と令和3年度の新規学卒者の採用に関する要請がありました。

企業の皆様におかれましても、御配慮いただきますようお願いします。

【要請の要点】

派遣労働者の雇用維持

今年度末における労働者派遣契約の不更新が、派遣労働者の雇用不安につながることから、安易な契約の解除は控えていただきたい。

令和3年度卒の新規学卒者の採用

公正な採用選考を行うとともに、中長期的な視点に立って新規学卒者の採用維持を図っていただきたい。

▲ 左：野口専務理事　右：大原職業安定部長

※要請の詳細は、当会ホームページ (http://www.himuka.or.jp/ 「中央会からのお知らせ」)をご覧ください。

令和2年度宮崎県中小企業団体中央会の表彰式を開催しました

3月5日(金)にニューウェルシティ宮崎(宮崎市)において、令和2年度表彰式を開催しました。

当初、1月19日の新春交流会において表彰を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症に係る県独自の緊急事態宣言等が発令されたため、交流会を中止し、この度の表彰式開催となりました。

式には、来賓として河野俊嗣宮崎県知事に御出席いただき、受賞者の皆さんへお祝いの言葉をいただきました。そして、河野知事から宮崎県知事表彰状、堀之内会長から宮崎県中小企業団体中央会会長表彰状が授与されました。

また、全国中小企業団体中央会会長表彰(全国大会)、九州中小企業団体中央会連合会会長表彰(九州大会)の受賞者への表彰状が堀之内会長から伝達されました。受賞された皆様、おめでとうございます。

栄えある受賞者のみなさま(順不同・敬称略)

宮崎県知事表彰

■優良組合の部

サファリウッド協同組合

企業サポート協同組合

協同組合宮崎県電気管理企業協会

■組合功労者の部

植松孝一(宮崎県石油商業組合　理事長)

上山泰寛(オフィスシステム協同組合　理事長)

河野直継(南部建設業事業協同組合　理事長)

■優良組合青年部の部

宮崎県自動車整備商工組合青年部

宮崎県中小企業団体中央会会長表彰

■組合功労者の部

山崎　司(延岡地区建設事業協同組合　相談役)

黒木嘉興(宮崎県中古自動車販売商工組合　理事長)

本部喜好(宮崎地区建設協同組合　理事長)

西條隆雄(宮崎地区建設協同組合　副理事長)

中平重利(宮崎県石油商業組合　副理事長)

岡野雄一郎(宮崎県石油商業組合　副理事長)

笠野輝己(宮崎県石油商業組合　理事)

南　弘一郎(宮崎県貯水槽清掃協同組合　前理事)

鬼束ミヤ子(宮崎青果小売商業協同組合　監事)

■組合優良職員の部

伊牟田利子(宮崎県木材協同組合連合会)

原田里美(みやざき地頭鶏事業協同組合)

河野律子(都城管工事協同組合)

全国中小企業団体中央会会長表彰(伝達)

■優良組合の部

宮崎県電機商業組合

■組合功労者の部

宮田秀雄(協同組合日南地区エルピーガス保安センター　理事長)

九州中小企業団体中央会連合会会長表彰(伝達)

■優良組合の部

日向門川入郷地区建設事業協同組合

■組合功労者の部

坂元耕三(宮崎県消防用設備事業協同組合　理事長)

■優良組合青年部の部

協同組合宮崎県鉄構工業会青年部会

▲ 宮崎県知事表彰受賞の皆様

▲ 宮崎県中小企業団体中央会会長表彰受賞の皆様

▲ 全国中小企業団体中央会会長表彰受賞の皆様

▲ 九州中小企業団体中央会連合会会長表彰受賞の皆様

Report

当会指導員が「中小企業組織活動懸賞レポート」本賞を受賞！

一般財団法人商工総合研究所が募集した第24回「中小企業組織活動懸賞レポート」の本賞を当会指導員が受賞しました。平成28年度に準賞を受賞して以来、2度目の受賞となります。

中小企業組織活動懸賞レポートは、中小企業の組織活動の現場における体験レポートを募集するもので、1997年度から実施されております。

宮崎県中小企業団体中央会　総合支援課　主査　増井一人
テーマ：『地域社会を支える組合間連携
―連携事業継続力強化計画を活用した廃棄物処理業の面的連携―』

令和2年度中央会協賛・後援行事予定

● 2021みやざき春の就職応援フェア
開 催 日：令和3年3月19日（金）午後1時～午後4時
開催場所：宮崎市「シーガイア コンベンションセンター」
主　　催：宮崎労働局、県内各ハローワーク、宮崎新卒応援ハローワーク、宮崎県、宮崎市

● 写真展「オードリー・ヘップバーン」
開 催 日：令和3年3月20日（土）～令和3年5月9日（日）
開催場所：宮崎市「宮崎県立美術館」
主　　催：宮崎日日新聞社

表紙写真　お倉ヶ浜夜明け

日本でも有数のサーフポイントとして知られる日向市・お倉ヶ浜。世界大会も開かれるほど波のコンディションもよく、温暖で上質かつ安定した波に年間を通してライディングできるのも人気のポイントです。全国各地から多くのサーファーが訪れ、毎年のようにプロ・アマのサーフィン大会が開催されています。また、全長4kmに渡る広々としたビーチに大小さまざまな波がコンスタントに入るため、上級者から初心者まで楽しめます。温水が出るシャワー室やロッカーがあるビーチハウスに、海岸目前の広い駐車スペースなど、利便性も抜群。近くにはサーフショップやおしゃれなカフェなどもあります。

お倉ヶ浜は、日豊海岸国定公園の南端に位置し、変化にとんだリアス式の海と白浜青松の美しい砂浜が続きます。その景観の美しさから、「日本の渚・百選」「白砂青松百選」に選定されました。サーフィンのほか、海水浴も楽しめます。また、お倉ヶ浜産のスワブテ蛤から作られるはまぐり碁石（白石）は大変貴重なもので、現在では全国で唯一のはまぐり碁石の生産地となっています。

ほっと一息

宮崎県中小企業団体中央会
理事　郡司　宗則

1年前の2020年3月にWHOが「世界的な大流行（パンデミック）」を宣言した際には、世界の感染者は12万人、死者は4,300人でしたが、現在、世界の感染者数は累計で1億人を越え、230万人以上の方が亡くなっています。

我が国でも感染者は累計で40万人を越え、緊急事態宣言などを経て、現状では経済活動の再開で景気は持ち直しつつあるとも言われていますが、世界各地で異変種の発生など感染再拡大の兆候が見られ景気の動向は予断を許さない状況です。

本火災共済協同組合でも、3密回避をはじめとするコロナウイルス感染症対策マニュアルを作成し実施しておりますが、業務においても組合員や企業の皆様から感染症が発生した場合の保険に関する問い合わせ（休業補償、消毒費用や従業員の検査費用など）が寄せられており、業態に応じた適切な保険を紹介させていただいております。中小企業の皆様を支援するために設立された組合ですので、お気軽にご相談いただけたら幸いかと存じます。

ところで、この新型コロナウイルス感染症の世界的大流行により、外出自粛に伴う「巣ごもり消費」と呼ばれる新しいトレンドや、日本の文化には馴染みにくいと言われていた在宅勤務やウェブ会議が普及するなど私たちの生活、仕事のやり方は一変しつつあります。

自分自身も私生活ではこの一年、好きな旅行や映画、飲食など自ら外に刺激を求める事もなく、静かに自分一人あるいは家族と過ごす時間が持てたと思いますが、引きこもりの代償かみごと成人病を発症してしまい、減量と運動に苦労しています。何事もバランスが大切と改めて思い知らされた次第です。皆様方もご自愛のほどよろしくお願いします。

この原稿は2月上旬のものですが、皆様のお目に触れる頃にはコロナウイルス感染症が沈静化していることを心から願っております。

（宮崎県火災共済協同組合　理事長）

情報連絡員報告

令和3年1月期

情報連絡員 30名　回答者数 30名

全体概況

DI値は、前月と比較して、売上高は24ポイント、収益状況は16ポイント、業界景況は6ポイントの悪化となった。

【前年同月比の業界の景気動向】

（DI値）

業種	項目	売上高	収益状況	業界景況
製造業	食料品	☂	☂	☂
	木材・木製品	☂	☂	☂
	出版・印刷	☂	☂	☂
	窯業・土石	☁	☁	☂
	鉄鋼・金属	☂	☂	☂
非製造業	卸売	☂	☁	☂
	小売	☔	☂	☂
	商店街	☂	☂	☂
	サービス	☁	☀	☔
	建設	☀	☔	☔
	運輸	☂	☂	☂

☀30以上　☀10～30未満　☁-10～10未満　☔-30～-10未満　☂-30未満

※網掛けについては、特に悪化した項目　※DI値＝[（増加・好転組合数－減少・悪化組合数）／調査対象組合数]×100

【主要3指標DI値推移】

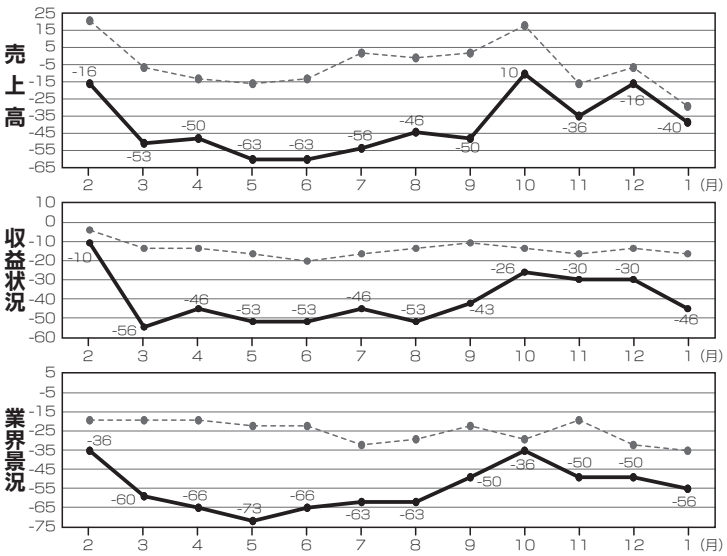

木材・木製品

◉1月の木製材業界の状況は、原木の出材量は概ね順調であり、原木相場も横ばいからやや弱含みで推移した。特に原木輸出においては、米国向けフェンス材の好調さに加え、露材の供給減や豪州材の輸入停止の影響もあり、中国向けの引き合いが急増している。一方、製品の荷動きは年末から全国的に堅調であるが、新規住宅着工件数は持ち家で微増も、11月まで17ケ月連続の減少となっており、国内の木材需要の動向については予断を許さない状況が続いている。

【製材業】

◉1月の加工実績は前年比88%と今年度9ヶ月間で4番目に低い数字となったが、例年は1月～3月と受注が下がる傾向にある。2020年（1月～12月）の住宅着工戸数が発表されたが、前年比で約10%減、10年振りの低水準であったことを考えれば、妥当な実績ではないだろうか。2月も受注は減る予想ではあるが、2021年の予想着工数は前年比でいくらか増えるというものが多いので、年度が変わる4月以降は受注の回復を見込んでいる。今後は大学や専門学校で建築を学んだ学生の採用を進め、より高い技術を目指していきたい。

【製材業（プレカット）】

印刷

◉昨年夏から、業界全体の需要が減少している。同時に稼働率も下がっている。年度末の受注が昨年同様であることを期待したい。この状態が続けば、雇用維持も困難になると思われる。

【印刷・同関連業】

◉コロナ禍の収束が見えない。今年は何もかも流動的であるが、歩みを止めることなく、前向きに進むしかない。

【印刷・同関連業】

窯業・土石製品

◉1月の状況は繰越し物件がほぼ完了し、新規発注の官公需と民需により安定した実績となる。2月以降も引続きトンネル、道の駅等を中心として前年以上の出荷が見込まれる。

【窯業・土石製品製造業】

◉来年度の予想として、業界のみならず日本全体が右肩上がりの成長を望むべくもない。現状維持か、それより低い売上高を想定し、収益の改善により利益アップを目指していく。

【窯業・土石製品製造業】

卸売業

◉1月になり、セリ場にも花屋の人数が少なくなっている。

【卸商業】

小売業

◉新型コロナウイルス感染症の拡大により、県独自の緊急事態宣言が発令され人通りが激減していたが、更に延長されたことに伴い、多くの公共施設が閉鎖され、売上が停滞するとともに喫煙所を利用する人も著しく減少している。

【たばこ販売業】

◉年始の当月は、歳末商戦の反動と新規競合店舗の参入の影響に加え、県独自の緊急事態宣言のコロナ対策により、先月まで回復基調にあった状況が一変した。不要不急の外出自粛に伴い集客が後半の10日間で激減、通月では売上・集客とも、前年比10%強の落込みであったものの、この影響は翌月にも持越し長引くことが危惧される。

【小売商業】

◉1月CP価格（サウジ通告価格）は550ドル／トン（前月比プラス100ドル／トン）。12月MB価格（米国産平均価格）＋（米国物流経費 80ドル／トン）は415ドル／トン（前月比プラス50ドル／トン）となった。対顧客電信売相場（12月平均）は104.84円／ドル（前月比マイナス0.57円／ドル）となった。ファイザーの新型コロナワクチン接種が米国で始まったことを受け、エネルギー需要が回復するとの期待感から原油市況は上昇傾向。LPG価格については、気温低下による冬季暖房用需要の増加も併せ大きく上昇した。

【LPガス小売販売業】

商店街

◉従業員を多く抱える店舗と、家族経営の店舗でコロナダメージの格差が出てきている。

【延岡市】

◉1月の緊急事態宣言後の売上が大きく減少した。

【宮崎市】

◉県独自の緊急事態宣言の発令でどの店舗も客がいない状態であった。街中も人がいない閑散とした状態である。

【都城市】

サービス業

◉新型コロナウイルス感染症の影響で、秋に予定されていた修学旅行が1月に変更されたものがいくつかあったが、1月に入ってから感染者増大のためキャンセルが相次いだ。「この時期（閑散期）の仕事はありがたいと思い、組合員も喜んでいたが残念である。2月、3月もどうなるのか不安しかない。

【観光業】

◉今月も前年比増。ただし、入庫台数が減少している組合員もいる。後継者不在で廃業する組合員がおり、今後このようなケースが増えてくると思われる。

【自動車整備業】

◉不要不急の外出自粛により車の事故などが少ないため、車体修理の入庫が去年と比べてかなり減少している。

【自動車車体整備業】

◉コロナ禍における職員の感染予防対策や雇用条件の対応が必須になっている。新規事業拡大のための従業員の確保が難しい。

【不動産業】

建設業

◉宮崎市からの業務委託による工事高は順調に推移しているものの、配水管布設工事等の公共工事発注額（組合員受注分）は、12月末実績で前年比マイナス14%減少したことにより、組合資材供給事業売上が大幅減収となっている。

【管工事業】

◉今月は、対前年比の売上高は変わらなかった。公共事業も工期の関係から現場作業は最終段階を迎えている。

【管工事業】

運輸業

◉新型コロナウイルスの感染が国内で確認されてから早くも1年が過ぎた。この影響は計り知れないものがあり、全業種に影響を及ぼし、苦境に立たされている。運送業界も同様で、荷動きの停滞と人手不足に高齢化と暗い話ばかりである。1月は全体的に売り上げが低調に推移する時期だが、やはり新型コロナウイルスの感染拡大が続いている関係で荷動きが低調な流れで推移しており、回復の兆しが見えないのが現状である。燃料関係は若干の安値で推移しており、苦しい環境の中で少しだけ落ち着いた状態である。

【軽貨物運送業】

◉各国で進む新型コロナウイルスのワクチン接種や、米国追加経済対策の成立が、経済正常化やエネルギー需要の回復につながるとの見方がある。一方で、サウジアラビアの自主減産実施表明を含め、OPECプラス全体の減産量が実質的に強化されることで、原油価格は上昇し、それに伴い国内軽油価格も値上げとなっている。組合員は、荷動きが慢性的に鈍化しているところに、燃料価格の値上げが重なり、経営継続に不安が大きい。

【貨物運送業】

中央会だより に関するお問合せ

「中央会だより」では、県内中小企業組合の皆様の活動をPRするため、イベント情報や各種研修会・講習会等の開催情報を募集しております。お申込み・御相談をいただければ、当会より取材にお伺いします。

［発行所］ 宮崎県中小企業団体中央会
〒880-0013 宮崎市松橋2丁目4番31号
宮崎県中小企業会館3F

［発行人］堀之内 芳久　［編集人］野口 和彦
［TEL］0985-24-4278　［FAX］0985-27-3672
［URL］http://www.himuka.or.jp　［E-mail］info@himuka.or.jp

太陽ビジネスクラブセミナー

次世代塾 第7期生募集！

地場の中小企業の成長発展、そして存続こそが「雇用確保、地域経済」に大きく関係している状況下、後継者に求められる「経営力」は日増しに増大しています。

■日　　時　日 程　2021年5月以降に全12回を実施予定
　　時 間　10:00～17:00
■場　　所　宮崎太陽銀行　本店2Ｆ　大会議室
　　（宮崎市広島2丁目1番31号）
■対 象 者　企業の後継者、新経営者、経営陣、経営幹部
■募集定員　30名（1社3名様までとさせていただきます。）
■主　　催　㈱宮崎太陽銀行　太陽ビジネスクラブ
■問合せ先　㈱宮崎太陽銀行
　　営業企画推進部 TBC事務局
　　TEL：0985-60-6393（担当：南村）

テーマ

各テーマを各3回ずつ全12回

経営編（全3回）	～リーダーシップとマネジメント
戦略計画編（全3回）	～戦略思考と計画力～
人材組織編（全3回）	～組織形成と人材育成～
財務計数編（全3回）	～計数感覚と収益構造～

（日程は作成中のため、詳細はTBC事務局までご連絡ください）

受講料

TBC会員	12,000円	1テーマ／3,000円
非 会 員	36,000円	1テーマ／9,000円

宮崎太陽銀行

まごころ共済 自動車事故費用共済

万一、事故を起こしたとき サポートする共済です!!

掛金

	〈月払い〉	〈年払い〉
普通車	1,000円/月	10,000円/年
軽自動車	550円/月	5,500円/年

- 共済金は契約者にお支払いします。
- 香典、供花料、葬儀費用、お見舞い費用などにお役立ていただけます。
- 運転者の年齢、性別に関係なく掛金は同じです。

こんなときお支払いをします。（共済金額300万円契約の場合）

歩行者を跳ねて人身事故を起こしてしまった…

死亡事故の場合、一時金として**30万円**をお支払いします。30万円を超過した場合は、300万円を支払い限度として葬儀費用、弁護士費用などの実費をお支払いします。

自損事故を起こして、ガードレールを壊してしまった…

2万円以上の損害となった場合、**3万円**をお支払いします。

出会い頭の事故を起こしてケガをさせてしまった、又自分もケガをしてしまった

相手方が3日以上入・通院した場合、一時金として**3万円**をお支払いします。
3万円を超過した場合は、限度額内で実費をお支払いします。自分のケガの場合、入・通院共済金（入院日額：4,500円　通院日額：2,250円の日数分）をお支払いします。

※詳しくは、当組合までご連絡ください。

県共済　宮崎県火災共済協同組合　TEL 0985-24-1424　FAX 0985-23-9001

大樹生命保険株式会社
生命保険団体扱オーナーズプランのご案内

BESTパートナー 大樹生命

「経営者のリスクマネジメント」を目的に
組合員がご契約者となる生命保険契約です。

Owner's Plan

宮崎県中小企業団体中央会の会員組合の組合員がご契約者の場合、団体扱*となり、一般扱(口座振替扱月払等)よりも **割安な保険料** でご契約いただけます。

＊ 団体扱とは、宮崎県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。

※ 一部対象とならない商品・契約がございます。
※ 詳しくは、「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおり－約款」を必ずご覧ください。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

よ り そ う 保 険。

大樹 Taiju Select セレクト

無配当保障セレクト保険

ひとつひとつの、夢によりそう。

あなたにぴったりな保障を自由にセレクト!

詳しくは、「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおり－約款」を必ずご覧ください。

オーナーズプランは、上記以外の商品もお取り扱いしています。詳しくは下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社　宮崎営業部
〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東3-1-47 宮崎プレジデントビル8F TEL:0985-27-1133
https://www.taiju-life.co.jp/

B-2020-1008 (2020.4)
使用期限 2021.3.31

中央会だより
3・2021

令和3年3月10日発行　発行所　宮崎県中小企業団体中央会
宮崎市松橋2丁目4蕃31号（宮崎県中小企業会館3階）電話（0985）24-4278　発行人　堀之内 芳久　編集人　野口 和彦　定価　200円

企画・デザイン・印刷　宮崎紙工印刷（株）
〒880-0912　宮崎市大字赤江字飛江田931番地　電話（0985）78-2324

商工中金は、経営の総合支援パートナーへ。

01. 全国ネットワーク支援

全国ネットワークで、
企業間の連携をサポート。

47都道府県に広がる店舗網や、7万社以上のお客さまとのリレーションを活かし、商工中金はビジネスマッチングや事業承継・M&Aなど、企業の縁結びをサポートします。

02. 組合支援

中小企業組合の活動を、
情報と金融でサポート。

個々の企業では解決しきれないさまざまな課題に、連携して対応する中小企業組合。商工中金は、組合運営のフォローや情報提供、ご融資まで、組合活動を継続的にサポートします。

03. 海外展開支援

海外進出を、情報と金融で
継続的にサポート。

海外拠点や現地の政府機関、提携金融機関とのネットワークを活かし、商工中金はお客さまの海外進出検討段階から現地での事業拡大ニーズまで、幅広くサポートします。

宮崎支店 0985(24)1711　〒880-0811 宮崎市錦町1-10　●JR宮崎駅西口（KITEN 1F）

https://www.shokochukin.co.jp/　商工中金　検索

人を思う。未来を思う。
商工中金